

東京都地域福祉支援計画策定委員会設置要綱

令和3年6月16日
3福保生計第460号

(目的)

第1条 東京都における地域福祉を推進するため、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第108条に規定する都道府県地域福祉支援計画として策定する東京都地域福祉支援計画の内容に関する検討を行うことを目的として、東京都地域福祉支援計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 策定委員会は、次の事項の検討を行うものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 区市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- (3) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- (4) 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- (5) 区市町村による地域福祉の推進のための包括的な支援体制の整備への支援に関する事項
- (6) その他東京都の地域福祉の推進に関し必要な事項

(構成)

第3条 策定委員会は、次のうちから、福祉保健局長が委嘱する委員で構成する。

- (1) 地域福祉に関する学識を有する者
- (2) 地域福祉又は社会福祉の推進を図ることを目的とする団体の職員
- (3) 区市町村職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和3年12月31日までとし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(委員長)

第5条 策定委員会に、委員の互選により委員長を置く。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

(副委員長)

第6条 策定委員会に、委員長の指名により副委員長を置く。

2 副委員長は、委員長に事故があるときに、その職務を代行する。

(会議の招集)

第7条 策定委員会は、福祉保健局長が招集する。

2 福祉保健局長は、第3条に定めるもののほか、必要と認める者の出席又は資料の提出等を求めることができる。

(幹事)

第8条 策定委員会における検討の補助を行うため、福祉保健局長は、都職員のうちから幹事を指名する。

2 幹事は、策定委員会に出席し、検討に必要な情報を提供するものとする。

(会議の公開)

第9条 委員会は、公開する。ただし、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、福祉保健局生活福祉部において処理する。

(委員等への謝礼)

第11条 委員等への謝礼の支払は、以下のとおりとする。

(1) 第3条に掲げる委員の委員会等への出席に対して、謝礼を支払うこととする。

(2) 第7条第2項に掲げる者の会議への出席に対しては、委員に準じて謝礼を支払うこととする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。